

国外展示会における防衛装備庁展示ブースへの デュアルユース製品又は技術の出展募集要領

1 企画趣旨

防衛装備移転三原則（平成26年4月1日国家安全保障会議及び閣議決定）に基づく我が国の防衛装備・技術協力などの装備政策について、諸外国に対して適切かつ効果的に発信するため、タイ王国において開催される国際防衛・危機管理総合展示会「Defense & Security 2017」（以下「D&S 2017」という。）に防衛装備庁として参加・出展し、あわせて我が国の製造業が有する高い技術力を発信するため、昨今の科学技術の進展を踏まえ、先進性や独自性による技術革新若しくは画期的なコスト低減が期待できるデュアルユース製品又は技術（以下「デュアルユース」という。）（※）の展示スペースを設けることを計画しています。

そこで、下記に示すとおり高い技術を有し、かつ海外への事業展開を検討している中小企業を対象として、D&S 2017において我が国のデュアルユースとして情報発信できる製品又は技術を公募形式で募集することとしました。

※ 本募集における「デュアルユース製品又は技術」の定義

- ・民生品又は技術に機能や性能を付加することにより、防衛装備品に利用可能となる製品又は技術
- ・防衛装備品に利用可能な機能や性能を有する民生品若しくは技術
- ・防衛装備品又は技術から派生した民生品又は技術（ダウングレードモデル等）

2 募集概要

(1) 募集対象

国土防衛、危機管理、搜索救難、災害救援などの任務に従事する部隊の活動に資する国産のデュアルユース製品又は技術

（一例：航空無人機（UAV）など装備品の無人化、領域監視、爆発物処理・防護、浄水、防疫、個人識別・認証 など）

(2) 展示時期、展示会場等

ア 展示会の概要：陸上装備、海上装備及び航空装備並びにセキュリティ分野に関する製品・技術を対象とした国際防衛・危機管理総合展示会

イ 時期：平成29年11月6日(月)～9日(木)（予定）

ウ 会場：タイ王国 バンコク市 IMPACT 国際展示場

エ 展示要領：最大5小間（1小間＝最大3m×3m）程度のスペースに5つのデュアルユースに関する製品展示又はパネル展示を実施。なお、展示するデュアルユースの個数については、変動する可能性があります。

オ 留意事項：出展登録料及び展示スペース及び展示ブース（基本型）の造成に係る費用並びに展示会場における通訳及び受付の手配を除く費用（展示物の準備、通関など輸出入に係る各種手続き、保険加入、自社と現地会場との間の輸送、会場からの撤収、展示物の出展に必要な者の移動及び宿泊など）は出展者の負担となります。

3 応募に必要な条件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成28・29・30年度競争参加資格（全省庁統一資格）のいずれかに格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有していること又は平成28年度以降の競争参加資格を申請していること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は防衛装備庁長官官房会計官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 都道府県警察から、暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する製造業に属する事業を主たる事業として営む企業又は同項第2号に規定する卸売業に属する事業を主たる事業として営む企業（以下「中小企業」という。）であって、次の①から③のいずれにも該当せず、我が国において会社設立登記を行っていること。
 - ① 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業基本法第2条第1項に規定する企業以外の者であって、事業を営む者をいう。以下同じ。）が所有している中小企業
 - ② 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
 - ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業なお、卸売業に属する事業を主たる事業として営む中小企業が提案者となる場合、提案する製品又は技術は(2)を除く各号に規定する条件を満たす企業によるものでなければなりません。
- (7) D&S2017への出展時において輸出可能なデュアルユースの具体的な提案ができること。
- (8) 展示物の準備、通関など輸出入に係る各種手続き、保険加入、自社と現地会場との間の輸送、会場からの撤収、展示物の出展に必要な者の移動及び宿泊などが

自己負担によってできること。

4 応募方法

出展希望者は注意事項に留意し、公募期間内に以下の資料を官側に提出してください。

(1) 提出資料

ア 出展希望申込書（別記様式第1）

イ 競争参加資格審査結果通知書の写し

（競争参加資格を申請している場合は、それがわかる資料）

ウ 企業概要（様式自由）

名称、所在地、事業形態、主要取引先、3(6)に規定する中小企業であることがわかる資料（卸売業に属する事業を主たる事業として営む中小企業が提案者となる場合、提案する製品を製造し、又は提案する技術に係る知的財産権を有する者の企業概要についても提出すること。）

エ 履歴事項全部証明書

オ デュアルユースの提案書（別記様式第2）

提案する製品又は技術がデュアルユースとして利用可能であることを防衛装備品への転用例又は活用例を用いて具体的に示した資料（展示会来場者からの質問が予想される事項をわかりやすく解説する内容を含めること。）。さらに、提案する製品又は技術が、先進性や独自性による技術革新若しくは画期的なコスト削減が期待できるものである場合には、そのことについて具体的な根拠をもって説明する資料を含めること。

カ 提案する製品又は技術がD&S2017において展示することが可能であることを証明する資料

（例：国際展示会での展示実績、輸出実績、経済産業省からの輸出許可を示す資料、提案する製品や技術に関連する企業等からの出展に対する同意又は了解取付けを示す資料 等）

キ 提案する製品又は技術について、本募集以外の国際展示会へ出展した実績又は予定の有無及び出展実績又は予定がある場合にはその概要（様式自由）

ク 提案する製品又は技術について、海外又は国内の事業展開の計画を具体的に示す資料（様式自由）

（例：海外での事業展開の計画又は構想、国内の防衛装備品への活用の検討案等）

(2) 提出期限

平成29年8月23日（水）必着

(3) 提出先

〒162-8870 東京都新宿区市谷本村町5-1

防衛装備庁 装備政策部装備政策課 情報発信班 宛

電話 03-3268-3111（内線21032～3）

(4) 提出要領

ア 提出先に各1部を持参又は郵送してください。

イ 持参時間

土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（平成23年法律第178号）において規定する祝日を除く毎日、午前10時から午後5時。ただし、正午から午後1時の間を除く。

(5) 応募に関する注意事項

ア 提出資料に虚偽の記載をした者は、今後、同種の公募の対象としない場合があります。

イ 提出資料の作成及び提出に要する費用は提案者の負担とします。

ウ 提出資料には、出願中の特許や社内秘密等の一般に公開することができない内容を含まないでください。ただし、(1)クに係る資料の内容についてはこの限りではありません。

エ 提出資料は、提案者に返却いたしません。

オ 官側は、法律に基づく場合及びD&S2017に関する事務の遂行上必要な場合を除き、提案者に関する情報を提案者に無断で第三者に対し提供することはありません。ただし、社名及び展示件名については、この限りではありません。

カ 官側は、審査の必要性から提案者に対して補足資料等の提出を求めることがあります。

キ 提出資料に、自社製作以外の図面等を使用する場合は、事前に知的財産権等の必要な諸手続を完了させるとともに、出典を明記してください。

ク D&S2017への出展に関して生じた出展物の破損等のトラブルについて官側は一切の責任を負いません。

ケ 出展期間中のマスメディアによる取材について、D&S2017への出展全体に関する事項は官側で対応しますが、各出展者に対する個々の出展内容に関する質問等については出展者において対応してください。

5 提出資料の審査等

(1) 提案者は、官側から提出資料について説明を求められた場合には、その都度説明をしなければなりません。

(2) 提案者は、官側から製造態勢等の確認のために工場等（下請負者の工場等を含む。）に対する調査に係る協力依頼があった場合には、当該工場等への立ち入りを含め、調査に協力しなければなりません。

(3) 提出資料により、以下の事項を必須項目として審査します。

ア 3に示す応募に必要な条件を全て満たしていること。なお、応募の時点で平成28年度以降の競争参加資格（全省庁統一資格）を申請中の提案者については、9月1日までに競争参加資格（全省庁統一資格）を有していなければなりません。

イ 4 (1)に示す資料を全て提出していること。ただし、4 (1)キ及びクに示す資料については、要件に該当しない場合はこの限りではありません。

ウ 提案するデュアルユースがD&S 2017に適合したものであること。

(4) 提出資料により、以下の事項を加点要素として審査します。

ア 提案者が以下に示す国際展示会における防衛装備庁の展示ブースに出展していない企業の場合。

- ① 国際防衛装備品展示会「ユーロサトリ2016」
- ② 2016年国際航空宇宙展
- ③ MAST Asia 2017 海上防衛技術国際会議／展示会
- ④ 国際防衛・危機管理総合展示会「DSEI 2017」

イ 提案する製品を提案者自らが製造し、又は提案する技術に係る知的財産権を提案者自らが有している場合。

ウ 提案する製品又は技術が、本募集に基づく出展においてのみ展示する新規の製品又は技術である場合。

エ 4 (1)オに規定する提案書に記載されているデュアルユースとして具体性のある提案や、D&S 2017の来場者に対する平易な説明内容について、官側の審査において容易に理解させる工夫が為されている場合。

オ 4 (1)オに規定する提案書に記載されている技術革新又は画期的なコスト低減が期待できる具体的な根拠について、官側の審査において容易に理解させる工夫が為されている場合。

カ 提案する製品又は技術について、海外での事業展開の計画又は構想が現実的かつ具体的である場合。

キ 国内の防衛装備品（構成品、材料等を含む。）の製造に今後携わる意思がある場合。

(5) 審査の内容及び過程等の細部については開示しません。

6 審査結果の通知

(1) 審査結果については、提案者に対して9月上旬に書面をもって通知します。

(2) 提案者は、官側に対して審査結果について問い合わせることができます。

7 提案者の義務

(1) 官側が計画するD&S 2017への出展において展示する製品又は技術に選定され、審査結果の通知を受けた提案者は、出展準備を速やかに開始し、必ずD&S 2017に出展しなければなりません。

(2) 出展することができないやむを得ない事情が発生した場合は、速やかに出展できない理由を詳細に示した資料を提出することにより、その旨を届け出なければなりません。

(3) 提出資料の内容に変更が生じた場合には、提出資料の差し替えにより変更を届け出なければなりません。

8 その他の注意事項

- (1) D&S 2017への出展は、審査結果の通知の時点では官側として展示を予定しているものですが、出展を保証するものではありません。また、応募状況や予算事情により本募集の変更、出展の取り止めを行うことがあります。
- (2) D&S 2017への出展者の登録において、提案者が3(6)に規定する中小企業のうち卸売業に属する事業を主たる事業として営む企業である場合には、提案する製品を自ら製造する者、又は提案する技術に係る知的財産権を有する者の商号を登録名称としてください。

9 公募に関する説明会について

D&S 2017への出展に関心を有する企業に対し、説明会を実施します。

- (1) 実施時期
平成29年7月26日(水)
- (2) 場 所
防衛省 庁舎E 2棟3階 会議室2 (東京都新宿区市谷本村町5-1)
- (3) 参加者の要件
3(1)から(6)までに規定する条件を満たす企業であって、D&S 2017への出展に関心を有する企業
- (4) 参加申し込み
参加を希望する企業は、平成29年7月25日(火)までに10に示す問い合わせ先にご連絡ください。
- (5) 注意事項
競争参加資格審査結果通知書の写し又は競争参加資格を申請している場合はそれがわかる資料をご持参ください。

10 問い合わせ先

〒162-8870 東京都新宿区市谷本村町5-1
防衛装備庁 装備政策部装備政策課 情報発信班 宛
電話 03-3268-3111 (内線21032~3)

(別記様式第1)

出展希望申込書

防衛装備庁装備政策部
装 備 政 策 課 長

森 卓 生 殿

所 在 地

会 社 名

代 表 者 名

当社は、平成29年11月にタイ王国において開催される国際防衛・危機管理総合展示会「Defense & Security 2017」において、防衛装備庁が計画するデュアルユース製品又は技術の展示に出展することを希望し、防衛装備庁が定める応募に必要な条件をすべて満たしておりますので、下記の内容について提案いたします。

記

No	品目又は技術

以上

添付書類：提出資料一覧

提出資料一覧

No	提出資料	必須／任意	提出の有無
1	出展希望申込書	必須	
2	競争参加資格審査結果通知書の写し (競争参加資格を申請している場合は、 それがわかる資料)	必須	
3	企業概要 (様式自由)	必須	
4	履歴事項全部証明書	必須	
5	デュアルユースの提案書	必須	
6	提案する製品又は技術が「Defense & Security 2017」において展示することが可能であることを証明する資料	必須	
7	提案する製品又は技術について、国際展示会へ出展した実績又は予定の有無及び出展実績又は予定がある場合にはその概要 (様式自由)	出展の実績又は予定がある場合には提出	
8	提案する製品又は技術について、海外又は国内の事業展開の計画を具体的に示す資料 (様式自由)	計画がある場合には提出	

(別記様式第2)

デュアルユースの提案書

技術・製品名	
<p>○ 提案の概要</p> <p>提案内容全般を簡潔に記述</p>	
<p>○ 技術・製品の内容</p> <p>図等を用いて技術・製品の要点（機能、性能、利点、特徴など）となる事項を記述</p> <p>※必要に応じ、補足説明資料を添付</p>	
<p>○ 防衛装備品への転用例又は活用例</p> <p>1 転用（活用）のイメージ</p> <p>防衛装備品としての具体的な転用例又は活用例を記述</p> <p>※必要に応じ、補足説明資料を添付</p> <p>2 期待される効果</p> <p>上記の転用例又は活用例において期待される効果を記述</p> <p>※必要に応じ、補足説明資料を添付</p>	
<p>○ 先進性や独自性による技術革新（必要に応じ記載）</p> <p>従来 of 技術・製品との違いを記述</p> <p>※必要に応じ、補足説明資料を添付</p>	
<p>○ 画期的なコスト削減（必要に応じ記載）</p> <p>従来 of 技術・製品と比較したコスト削減を記述</p> <p>※必要に応じ、補足説明資料を添付</p>	